

2013年3月号

Ernst & Young

問い合わせ先

山口哲男
アーンスト・アンド・ヤング・インド、
日系企業サービスグループ

Email:
Tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

Tel: +91 124 464 4313

JBS フラッシュニュース

目次

会計・税務・規制アップデート

- 1、2013年度中央政府予算案の速報
- 2、インド会社法改正の動き



今回の JBS フラッシュニュースでは、2 月 28 日に発表された中央政府の予算案の速報及び現在進行中のインド会社法の改正案についてお届けします。

1、2013 年度中央政府予算(案)速報

2 月 28 日に 2013 年度中央政府の予算案が発表されました。主な内容は以下の通りです。

(1) 総括

今回の予算は例年通り 2 月 28 日に予算は発表された。2014 年 5 月に総選挙を控えており現 कांग्रेस 政権にとっては最後の予算案の発表となった。また景気減速に伴う税収減、財政赤字拡大への歯止めが必要な一方、総選挙を見据えた一般大衆向けのアピールといった経済、政治の両面からのバランスの要求される予算であった。

(主な発表内容)

- ・女性、特別カースト、マイノリティ及び部族といった弱者に配慮したうえで持続的、包括的な成長を目指す
- ・GDP 成長率は 2012 年度 5%程度を予想。2013 年度は 6.1–6.7%の成長を見込む。
- ・2013 年度財政赤字の目標は 4.8%
- ・実現に向けては経常収支 (Current Account Deficit) の改善が必要。これにはさらなる外国直接投資 (FII、FDI 及び ECB) に期待
- ・女性のための銀行設立
- ・サーチャージ (所得税)、高級品への課税 (物品税等) を通じて富裕層への課税の強化
- ・GAAR については導入を 2015 年度まで延期、GST の導入については具体的な目標時期を明確にせず
- ・間接税についてはコンプライアンス規定の強化を通じて税収増をもくろむ

市場の評価は特に大きなサプライズもなく大きなインパクトなし。一方、国際企業は居住者証明 (TRC) の解釈をめぐって特に外国機関投資家が政府の明確な説明を要求。(発表当日の株式市場は前日比で 291 ポイント下落)。

その後、居住者証明 (TRC) の解釈に関し、特にモーリシャス経由でインド投資を行う機関投資家等から明確な解釈を要求する動きがあるも格付け機関のムーディーズ等は今回の財政赤字の削減に向けた政府の努力に対し一定の評価を与えている。

(2) 主な内容

(a) 直接税

- ・個人所得税の税率は変更なし。但、年間所得が 50 万ルピー以下の個人に対しては 2000 ルピーまでのリベートを供与 (年間所得が 22 万ルピーまでは実質的に非課税)。また年間所得が 1 千万ルピーを超える個人に対してはサーチャージ 10% を課すことを提案。

(個人所得税の税率まとめ)

年間所得	従来	提案	備考
0-200,000	0%	0%	
200,001-500,000	10.3%	11.33%	サーチャージ 10%
500,001-1,000,000	20.6%	22.66%	サーチャージ 10%
1,000,001-	30.9%	33.99%	サーチャージ 10%

- 1) リベート 2000 ルピーを考慮すれば年間所得が 220,000 ルピーまで非課税となる
- 2) 60 歳以上の高齢者は 250,000 ルピーまで非課税
- 3) 80 歳以上の高齢者は 500,000 ルピーまで非課税

・法人税率についても変更なし。但、年間所得が 1 億ルピーを超える法人についてはサーチャージを以下の通り変更

内国法人 5%→10%

外国法人 2%→5%

・配当分配税(DDT)についても税率は変更なし。但、サーチャージを 5%→10%へ UP

・代替最低税(MAT)についても税率の変更はなし。但、サーチャージを 5%→10%へ UP

(法人税の税率まとめ)

		従来	今回
法人税	内国法人	32.445%	33.99% *
	外国法人	42.024%	43.26%
最低代替税(MAT)		20.1%	20.96%
配当分配税(DDT)		16.223%	16.995%

* 内国法人は年間所得が以下によって税率が変動

年間所得が 10 百万ルピー未満 30.9% (従来通り)

年間所得が 10 百万ルピー～1 億ルピー 32.445% (従来通り)

年間所得が 1 億ルピー超 33.99% (今回の予算案に限り)

・移転価格におけるセーフハーバー制度の早期導入(具体的な内容・時期は触れず)

・ロイヤルティ・技術サービス料(FTS)に関する源泉税率を 10%→25%へ見直し。但、租税条約を締結している場合は影響なし

・租税条約の恩典取得(優遇税率の適用)には今後は居住証明(Tax Residency Certificate=TRC)の提出が義務化、但、TRC の提出だけが租税条約の恩典を受ける条件ではない

・課税回避への規定(GAAR)についての規定見直し及び導入時期を 2016 年まで延期

・自社株買い(Buy Back)に対して自社株買いを行った企業が 20%の課税(従来は非課税)

- ・2013年4月から2015年3月までの期間に総額10億ルピーの設備投資を行った企業に対して15%の追加控除を認める
- ・不動産の譲渡に関する課税の明確化、5百万ルピーを超える取引については源泉税1%を義務化

(b) 間接税

- ・輸入関税については基本関税は10%で不変(実効税率は28.85%)。但、CIFにてUS40千ドルを越える高級車、高排気量の輸入車については輸入関税がそれぞれ75%→100%へUP
- ・物品税については税率不変(実効税率12.36%)
- ・サービス税についても税率不変(実効税率12.36%)
- ・サービス税におけるネガティブリストの一部追加
- ・GST導入に向けての取り組み継続
- ・アドバンス・ルーリング(事前裁定制度)の活用をインド居住者企業へ拡大
- ・関税の分野における逮捕規定の導入
- ・サービス税の分野においてコンプライアンス違反時における取締役に対する罰金規定
- ・アムネ스티(恩赦)スキームの導入ー2007年10月から2012年12月の未申告、過少申告に対して自主的に申告を行う場合は延滞金利、ペナルティを免除

2、インド会社法改正の動きについて

インド会社法(Company Act, 1956)の改正案であるThe Company Bill, 2012が2012年12月18日にインドの下院にて可決されました。今後は上院での可決を受けた後、大統領の承認を受けて正式導入となる見込みです。改正の主目的はコーポレートガバナンスの強化や条文の簡素化とされています。下記は最終ではなく、改正案の段階ですが主要な内容を以下の通り記述します。

(a) 会計年度

- ・決算期がすべての会社で3月に統一
- ・但、外国企業の子会社は裁判所(Tribunal)の認可を受ければ3月以外の決算期の適用も可能
- ・会計年度は2年以内に移行する必要あり

(b) 連結財務諸表

- ・1社以上の子会社を持つインド企業は連結財務諸表の作成が義務化

(c) 減価償却

- ・償却方式が定額/定率法から耐用年数(Useful Life)による償却へ変更
- ・2交代、3交代による償却率の分類を削除

- ・コンポーネントアカウンティングの採用

(d) 会計監査人のローテーション

- ・上場会社及び今後規定される特定の会社については監査人のローテーションが義務化
- ・個人の監査人については最長 5 年、ファームについては最長 10 年をもってローテーションが必要
- ・再任命に向けてクーリング期間は 5 年間必要

(e) CSR

以下の規定に該当する会社は過去 3 年間の純利益の平均の 2% を CSR に費やす必要あり

純資産額が 50 億ルピー以上

売上高が 100 億ルピー以上

純利益が 5 千万ルピー以上

(f) 取締役

- ・取締役の少なくとも 1 名がインド居住者（前年の 1 月から 12 月の間に少なくとも 182 日以上インドに滞在）
- ・女性の取締役の義務化（上場会社）
- ・取締役の最大人数は 12 名から 15 名へ拡大
- ・一人の取締役が兼務できる会社数は 15 社から 20 社へ拡大（うち公開会社は 10 社以下である必要）
- ・過去 12 カ月間に取締役会に出席しなかった場合は取締役の資格を喪失

改正案のポイントは上述のとおりですが最終案ではないこと、また細部の解釈についてもこれからであり JBS フラッシュニュースでは引き続き読者の皆様をアップデートしていきたいと考えております。

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。